

令和4年 第3回洞爺湖町農業委員会会議録

令和4年 第3回洞爺湖町農業委員会会議録						
招 集 年 月 日	令和4年3月28日					
招 集 の 場 所	洞爺湖町洞爺総合センター 青年研修室					
開 会 ・ 閉 会 日 時 及 び 宣 言	開 会 閉 会	令和4年3月28日 午後 1時30分 令和4年3月28日 午後 2時05分	議長 京谷 常美 議長 京谷 常美			
応招委員及び 出席並びに 欠席委員 出席 13名 欠席 1名 ○＝出席 ×＝欠席	議席番号	氏 名	出席	議席番号	氏 名	出席
	1	塩野谷幸一	○	10	小林 忍	○
	2	澤田 英雄	○	11	小山 隆顕	×
	3	塩田 満	○	12	星 博明	○
	4	青山 晴重	○	13	西岡 正雄	○
	5	村上 正弘	○	14	京谷 常美	○
	6	原田 尚一	○			
	7	田中 利一	○			
	8	大西 俊則	○			
	9	佐藤 正明	○			
会議録署名委員	1 番	塩野谷幸一		2 番	澤田 英雄	
義務のために会議室に 出席した者の氏名		事務局長 片 岸 昭 弘		事務局員 村 上 友 和		事務局員 近 藤 裕 幸
議 事 日 程		別紙のとおり				
会 議 に 付 し た 事 件		別紙のとおり				
会 議 の 経 過		別紙のとおり				

洞爺湖町農業委員会

議 事 の 経 過 (R4.3.28)		
日 程	発言者	発 言 の 要 旨
開会	議長	ただいまより、令和4年第3回洞爺湖町農業委員会総会を開会いたします。 直ちに、本日の会議を開きます。 本日の出席委員は、13名でございます。 本日の欠席委員は、11番小山隆顕委員の1名でございます。したがって、総会は成立いたします。
日程1 会議録署名委員	議長	日程第1、会議録署名委員の指名を行います。 本日の、会議録署名委員は、会議規則第13条の規定により、1番の塩野谷幸一委員及び2番の澤田英雄委員に、お願いいたします。
日程2 会期の決定	議長	次に、日程第2、会期の決定について、お諮りいたします。 本総会の会期は、本日一日といたしたいと思います。 ご異議ありませんか。 異議なしと認めます。よって、会期は本日一日といたします。
日程3 議案1	議長	次に、日程第3、議事に入ります。
	議長	議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請書について」の件を、議題といたします。
	議長	会議規則第10条の規定により、 XXXXXXXXXX が除席の対象となります。暫時、休憩いたします。
	議長	休憩前に戻りまして、会議を開きます。事務局長より説明願います。
	事務局長	(議案朗読により、説明) 農地転用の許可要件であります立地基準及び一般基準を満たしていると考えます。また、北海道農業会議への意見聴取については平成28年3月8日付け北海道農業会議第80回総会で決定された意見聴取に係る申し合わせにより30a以下の農地転用案件について、転用目的が農業用施設、農畜産物加工施設、農畜産物販売施設である案件。第1種農地、甲種農地、第2種農地において、転用目的が農家住宅である案件。第3種農地を転用する案件の場合に意見聴取の対象から除外できるものとなっていることから本委員会で「許可相当」と判断した場合に許可権者に進達するものと考えます。ご審議方よろしくお願いいたします。
	議長	説明が終わりましたので、今回現地調査を行いました小林委員長より、調査結果の報告をお願いします。
	小林委員長	3月15日に京谷会長、小山委員、星委員、私、片岸局長、近藤主任、そして XXXXXXXXXX が立会いまして現地調査を行いました。農家住宅であるということは何ら問題は無いということになりましたので報告いたします。
	議長	報告が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 (他に、質疑はございませんか。)

議 事 の 経 過 (R4.3.28)		
日 程	発言者	発 言 の 要 旨
議案 2	議長	質疑が無いようですので、議案第 1 号「農地法第 5 条の規定による許可申請書について」の件を、可と決定してよろしいでしょうか。
	議長	異議なしと認めます。よって、議案第 1 号「農地法第 5 条の規定による許可申請書について」の件を、可と決定いたします。
	議長	■■■■■が復席しますので、暫時、休憩いたします。
	議長	休憩前に戻りまして、会議を開きます。
	議長	次に、議案第 2 号「農用地利用集積計画(所有権移転)の諮問について」の件を、議題といたします。
	議長	事務局長より説明願います。
	事務局長	(議案朗読により、説明)
		以上の諮問内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の経営面積・従事日数などの各要件を満たしていると考えます。ご審議方よろしくお願いいたします。
	議長	説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 (他に、質疑はございませんか。)
	議長	質疑が無いようですので、議案第 2 号「農用地利用集積計画(所有権移転)の諮問について」の件は、可と決定してよろしいでしょうか。
議案 3	議長	異議なしと認めます。よって、議案第 2 号「農用地利用集積計画(所有権移転)の諮問について」の件は、可と決定いたします。
	議長	次に、議案第 3 号「農用地利用集積計画(利用権設定)の諮問について」の件の内、1 番から 3 番及び 5 番の件を、議題といたします。
	議長	事務局長より説明願います。
	事務局長	(議案朗読により、説明)
		以上の諮問内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の経営面積・従事日数などの各要件を満たしていると考えます。ご審議方よろしくお願いいたします。
	議長	説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 (他に、質疑はございませんか。)
	議長	質疑が無いようですので、議案第 3 号「農用地利用集積計画(利用権設定)の諮問について」の件の内、1 番から 3 番及び 5 番の件を、可と決定してよろしいでしょうか。
	議長	異議なしと認めます。よって、議案第 3 号「農用地利用集積計画(利用権設定)の諮問について」の件の内、1 番から 3 番及び 5 番の件を、可と決定いたします。
	議長	次に、議案第 3 号「農用地利用集積計画(利用権設定)の諮問について」の件の内、4 番の件を、議題といたします。

議 事 の 経 過 (R4. 3.28)		
日 程	発言者	発 言 の 要 旨
閉会	議長	会議規則第 10 条の規定により、 が除席の対象となります。暫時、休憩いたします。
	議長	休憩前に戻りまして、会議を開きます。事務局長より説明願います。
	事務局長	(議案朗読により、説明) 以上の諮問内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の経営面積・従事日数などの各要件を満たしていると考えます。ご審議方よろしくお願いいたします。
	議長	説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。
	議長	(他に、質疑はございませんか。)
	議長	質疑が無いようですので、議案第 3 号「農用地利用集積計画(利用権設定)の諮問について」の件の内、4 番の件は、可と決定してよろしいでしょうか。
	議長	異議なしと認めます。よって、議案第 3 号「農用地利用集積計画(利用権設定)の諮問について」の件の内、4 番の件は、可と決定いたします。
	議長 議長	 が復席しますので、暫時、休憩いたします。 休憩前に戻りまして、会議を開きます。
	議長	以上をもちまして、本日の案件は全て終了いたしました。 令和 4 年第 3 回洞爺湖町農業委員会総会を閉会いたします。